

平成25年2月20日

滝沢村長 柳 村 典 秀 様

滝沢村補助金等審議会

会長 齋 藤 俊 明

平成24年度実施補助金公募制度の審査について（最終答申）

本審議会は、平成24年7月17日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成24年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、政策報告補助金に関し審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

滝沢村補助金等審議会

最 終 答 申

平成25年2月

滝沢村補助金等審議会

はじめに

本審議会は、平成24年7月17日付けで滝沢村長から諮問があった「平成24年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、平成24年12月に村から報告された政策報告補助金について審査を行った。

審査の方法については、各事業の報告書に基づき、予め本審議会委員が個々に評価を行ったのち、平成25年1月31日に政策報告補助金に対して、委員による補助目的、現状と課題、効果などの聞き取りと合議による調整を図ったものである。

今回の最終答申においては、政策報告補助金として報告を受けた事業41件中、国・県の補助制度を活用して実施する事業等を除いた19件について審査を行い、全体としての総括的な講評を行い、審査結果を最終答申するものである。

補助金は公益性が認められる活動支援を行政課題の解決のための手段として活用されているが、特定の申請者に固定され長期的な交付が見られ、本来の目的、必要性、効果、総合計画との整合性が十分に検証されないままに継続している傾向が見られる。

今年度においては個別申請分の一部団体のヒアリングと政策報告分の活動目標値に対する評価に重点を置いて審査したものである。

今後においても補助金の適正な見直しに向けた検討がより進められることを期待するものである。

平成25年2月

滝沢村補助金等審議会

会 長	齋 藤 俊 明
委 員	宮 本 とみみ
委 員	古 館 敏 男
委 員	高 橋 有 幸
委 員	鈴 木 修

1 政策報告補助金について（総括）

平成24年度の政策報告補助金は、平成24年11月31日に報告が締め切られ、村から41件の報告があった。その報告内容についての審査が本審議会に委ねられたものである。

今回の答申においては、政策報告補助金の審査結果に加えて、公募補助金制度の改善項目として本審議会の意見を付した。

以下では、政策報告補助金のうち、国・県の補助制度を活用して実施する事業等を除いた19件について、担当課の内部評価の聞き取り等を実施しながら、多面的に評価したものである。しかしながら、全般的に事業効果等の資料が不足しており、検証には改善が必要と思われる。

審査を行った際に見受けられた事項で、今後改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 申請書類の記載内容について

個別申請補助金同様、報告書類の記載において、事業の目的、内容及び事業実績等の内容が不明確である事業が一部見受けられた。

特にも施策として村の総合計画後期基本計画の目標値との関連性については整合することが必要であり、事業補助として効果的に活用されているのかを十分精査し、更なる成果指標のあり方を検証することが必要である。

(2) 政策報告補助金の審査結果について

別紙1の審査一覧は本審議会委員の個別評価点数の平均点である。

本審議会の平均点数と政策報告補助金の可否判断の関係については、以下の考え方で整理する。

政策報告補助金は政策判断により実施されるものであり、本審議会においては一部見直しも含め採択せざるを得ないが、公益性、必要性、適格性、有効性など内部の検証が必要である。終期の設定や補助対象経費の制限、交付団体の財務状況からの制限など定期的に見直しを進めることにより、効率的な行財政運営を実現すると考える。

本審議会としては50点以上の政策報告補助金については、公益性、効果等が認められると判断したが、50点未満の補助金については、政策的判断で実施されるものであるが、中には補助事業による効果が限られた分野または、私益的要素が高い事業が見受けられる。

事業の継続に向けては内部の評価基準を明確にし、廃止、完了、見直しの方針を検討すべきである。

2 滝沢村の補助金公募制度のあり方について

平成24年度は、平成18年度の公募補助金制度の本格導入から2回目の全体審査となり多くの再申請等が行われる節目の年度である。

再申請等の際し、事業の成果を明らかにするための様式を変更し、団体のヒアリングを含む審査を実施したものである。

しかしながら、政策報告補助金の総括でも触れたが、再申請等にあたり事業の目的、内容及び事業実績、評価の内容が不明確である事業が見受けられた。

厳しい財政状況の中にあっては、政策上の根拠を明確にし、見直しを含め新しい住民ニーズに即応した補助金の交付に結びつけることが必要である。

補助金の公募制度は総合計画の理念のもと、多様な担い手によるまちづくりを推進する手段として新規事業の提案と競争性を期待するものである。

市制施行に向けて住民自治のあり方を考えた場合、地域のまちづくりは補助金などの資源確保が活動の活性化につながり、提案型、目的型などの補助金支援の仕組みを確認する必要がある。また、補助金事業評価・審査についても選抜型、個別型、政策型など類型別の体系区分について再検討することが必要である。

以下、審議会の意見として記載した。

(1) 補助期間の明確化について

既存の補助金は公益上の必要性が認められ、事業開始されているが、長期的に継続している事業が見受けられる。補助金の交付が継続的に必要であるか、効果はどうか検証が十分に行われることが必要であり、終期の設定を行い、定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(2) 費用対効果の検証について

補助金の交付によって行政目的が達成されているかといった効果についての検証が必ずしも十分ではなく、報告様式の変更など補完できる資料の添付が必要である。

(3) 自主財源の確保と自主活動について

補助金交付団体は対象経費が前年同額、同様の事業計画や活動を展開する傾向があり、今後においては自主・自立への創出に向けた運営努力に期待するものである。特に人件費の中長期の計画や補助対象基準の明確化が必要である。

今後においても時代の変化に合わせ、効果を最大限に発揮でき、地域の活性化に繋がる制度として活用されたい。